平成２７年（フ）第１号
福岡県直方市大字上頓野4929番地　サンフォーリストⅡＡ―202号
債務者　前田　利弘
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２６年（フ）第４２９号
鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目１番６―43号市住6043号
債務者　浜辺　　豪
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
北海道小樽市新光町226番地、前住所北海道小樽市銭函３丁目23番地212
債務者　境野　優子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２６号
北海道小樽市桜２丁目２番28号、前住所北海道小樽市桜１丁目27番50号
債務者　高田　幸正
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１２７号
北海道小樽市入船４丁目７番７号
債務者　井上　彦子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１５３号
茨城県取手市駒場４丁目17番16号
債務者　上原　正美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１５９号
茨城県取手市白山２丁目14番８号
債務者　羽富　正和
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
茨城県龍ケ崎市佐貫町3753番地１　ロータリーパレス佐貫403号室
債務者　嵯峨　紋子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
茨城県守谷市松前台５丁目５番地１　ウインズＤ103
債務者　大関　　章
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
茨城県龍ケ崎市長山４丁目１番地１　12棟201号室
債務者　岩下　君子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７２号
茨城県取手市東６丁目58番１号
債務者　桧枝　法広
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
茨城県取手市井野２丁目５番31―401号
債務者　鳥山由紀夫
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
茨城県稲敷郡河内町金江津4474番地
債務者　柴崎　好一
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
茨城県稲敷郡河内町金江津4474番地
債務者　柴崎　栄子
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１号
茨城県稲敷市時崎226番地
債務者　横田　照美
1　決定年月日時　平成27年１月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　Ｂ271号
債務者　宮崎知恵子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
長野地方裁判所民事部破産係